

登園許可願い

年 月 日

千歳ぴっち小規模保育園 園長あて

兒 童 氏名

保護者氏名

今回の病名 (　月　日診断を受ける)

上記の病気のため 月 日から 月 日まで欠席しましたが、

主治医（病院・医師先生）から

感染の危険がないと診断がありましたので 月 日より登園します。

お願い

乳幼児の主な伝染病は、他の乳幼児への影響が大きいので、保護者の責任において主治医とご相談の上、必ずこの用紙に記入し登園させてください。なお、場合によつては医師の診断書の提出を求めることがあります。

*登園時に医師の承諾が必要な伝染病は裏面をご参照ください。

病名	欠席期間
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
※新型コロナウイルス 感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過するまで)
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
風疹(三日ばしか)	発疹が消失していること
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、痂皮化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていていること
結核	医師に感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 (O-157など)	医師により感染の恐れがないと認められていること。2回以上連続で便から菌が検出されなくなるまで。
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで(眼科医に登園の可否の確認をお願いします)
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (嘔吐・下痢症)	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔中の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化していること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より抜粋

※については、学校保健安全法第19条第2号より抜粋